

江戸時代における農業生産力の発展について

— 安倍川流域の新田集落に関する歴史地理学的研究 —

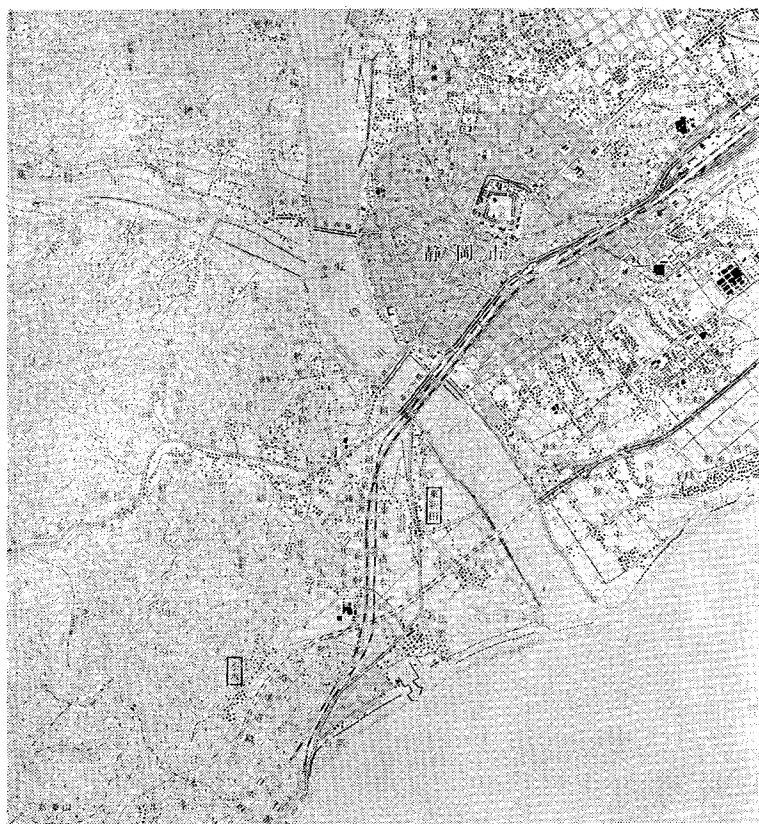
丹 治 妙 子

一、はじめに

一般に新田集落の問題は、江戸時代に開発された集落の典型的なものとしてとりあげられる。その根拠は、江戸時代にかかる集落が爆発的に成立したことであろう。ここで、実際に新田集落をとりあげ、江戸時代以前に成立した集落「古村」との比較において、新田のもつ意味を歴史地理学的な立場から実証的に考察したい。

内田寛一氏の提起した分析視角を発展的に進めた菊地利夫氏の研究により、新田の性格、実態はほとんど明らかにされ、かつ全国にわたる系統的分類がなされた^①。しかし、個々の新田は、その地域独特な性格（地域性）を展開しているものであると考える。

静岡市の西部を流れる安倍川の流域には、二〇村にのぼる「新田」地名がみられる。流域を、河口から約六料上流の支流（藁科川）と安倍川との合流点を境に、藁科川流域区・安倍川上流域区・安倍川下流域区に分けてみる。「駿河志料^②」「修訂駿河国新風土記^③」の記載によると、藁科川流域に二村（合計高約六七石）、安倍川上流域に一一村（合計高約一九九二石）——うち五村には民家なし（合計高約九九二石）、安倍川下流域に六村（合計高約一一二六石）



第1図 東新田・小坂村の位置および安倍川・藁科川の流路

(5万分の1地形図「静岡」, 2分の1に縮図)

および新田と推定できる村二カ所がある。これらの新田は、安倍川上流域の遠藤新田が天正(一五七三)九一の頃、安倍口新田が慶長中(一五九六)一六一四「彦坂九兵衛奉行の時なる説また以前」(駿河志料)とあるように、大部分が一六世紀末から一七世紀前半にかけて開発されている。しかし、開発年代、開発者、目的など全く不明なものも数ヶ村ある。

これら三地区のうち、特に下流域に発達したいわゆる安倍川三角州上の新田集

落は、その発達過程において、安倍川流路の固定化・安倍川築堤に負うところ大である。すなわち、「永禄年間（一五五八～六九）に蘆科川を瀬替して安倍川と合流させると同時に、安倍川の河道も整理して三角州の西方に瀬替した^④」ことによって、近世前期開発隆盛期に形成されたものである。そこで、安倍川三角州上における新田解明の糸口として、安倍川西岸の新田「東新田」をとりあげた。開発年代等明らかではないが、「修訂駿河国新風土記」に「むかし、小坂村の百姓来りて開発せしとぞ、小坂村より東に当れば東新田とよびしなるべし^⑤」と記されていることから、東新田を新田の研究対象とし、比較考察するために古村である小坂村をとりあげた。小坂村は、東海道より以前からあった道といわれる駿府と益津郡（現在焼津市）を結ぶ「日本坂の道」の駿府側（東側）谷口にある。

これら二ヶ村の区有文書を利用したが、残存している史料の關係上、きわめて制約を受ける。それについては、東新田と小坂村の文書、冊子の比較検討により主観的な即断をいくらかでも避けたつもりである。

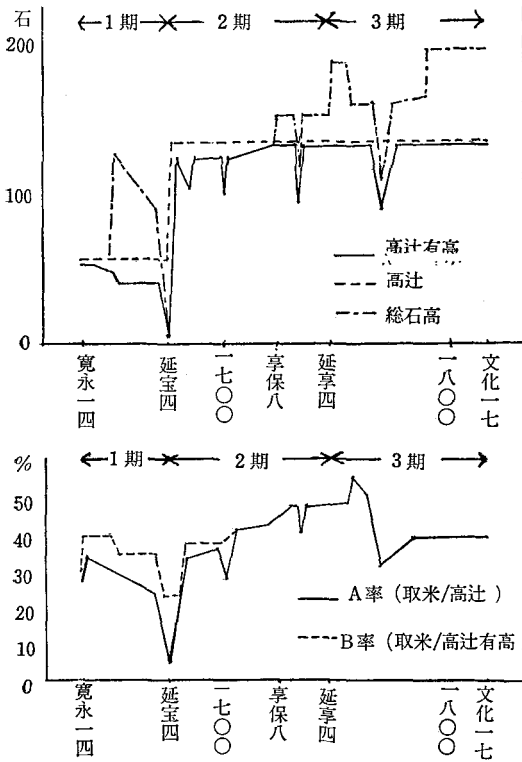
二、生産力の変化

村の年毎の有高を生産力と考え、有高に対する取米の割合を年貢率として、分析の指標とした。土地生産力は石盛のとおりとし、時代的増減はなかったものとする。したがって、有高の大小が耕地の安定性を示し、生産力の変化に反映しているものと考えられる。

（一）東新田の場合

東新田の発展は、高辻・新田高・有高の変化から三つの時代に区分できる。

第一期 寛永一四年～延宝三年（一六三七～七五）



第2図 東新田割付帳写による有高表(上)
と年貢率(下)

高辻 五七・八六六石

新田高 正保二〇慶安元年 一二・六四六石

慶安二〇延宝三年 七八・二三七石

この間の平均有高は四一・九石(高辻の七二・四%)である。寛永一四〇慶安二年は八五%以上の有高でかなり安定している。慶安三〇延宝三年には、ほぼ四〇五年に一度の割合で水損川成引があり、有高が六〇〇五〇%に減少し

ている。さらに第一期最後の延宝二

・三年に砂押水押川成引のため、一〇%に満たない三〇五石の生産高となる。新田高についても同様である。

慶安元年は一〇〇%の有高であるが、慶安二年以後平均有高四六・三石(五九・二%)であり、延宝二年には二〇%以下の生産力である。

以上のごとく、第一期の生産力は平均六〇〇七〇%で、洪水の害を受けやすい、不安定な新田耕地である。この時期の「御年貢割付状写」

には、「河原当新田」という地名が記されている。当は東でなく、作毛があるの意味である。この点からも安倍川河原の自然堤防を開発し、居住した新田であり、未だ安倍川西岸の堤防は築かれていなかったものと推察される。

新田の近世における役割、すなわち新田開発の可能性を知る一つの手段として年貢率を求めた。検地により定められた高辻に対する率(A)と、実際に農民が納めた有高に対する率(B)について考察する。第2図にみられるとおり、A率は有高と同じ減少(二八→三五%↓一四→二%)の傾向をたどっており、B率は三〇→四〇%でほぼ一定である。したがって、生産高の減少にもかかわらず、農民は、三割から四割の年貢率を課され、生産高の低い年ほど課税は重くなっている。しかし、慶安二年以後の新田高に対してはA率八→一九%、B率一〇→二〇%であるため、有高合計に対する率はA率一〇→二五%、B率二五→三〇%と低くなる。以上から該耕地の不安定性が推測される。

第二期 延宝四年→延享三年(一六七六→四六)

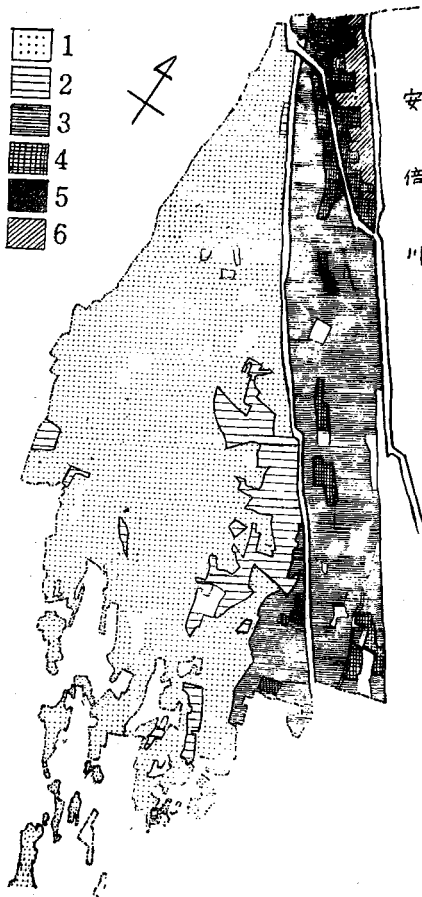
高辻 一三六・一二三石(元禄三年以後一三六・一八一石)

古卯新田高(享保八年検地) 一七・六三七石 総石高一五三・八五四石

平均有高は延宝四→享保七年に一二六・一石(九二・六%)、享保八→延享三年一二八・七石(九四・五%)である。

慶安二年以後新田高であった七八・二三七石は、延宝四年の検地の際に高辻へ加えられ、以後高辻は明治まで変らない。後に検地された新田は、検地実施の年号により、各々古卯・卯・子・午新田のごとく、新田高として取りあつかわれた。延宝四年には、前々からの砂押、水押、風損引によって五六・二石(四一・三%)の有高である。延宝五→七年は一二八石(九三%)となるが、延宝八→貞享三年には水損、風損のため、七五→八五%に下がる。そのご元禄一一年までは九三%で安定し、七%の川成永引がある。元禄一二→三年に風損で三〇→二五%の被害があるが、元

禄一四し享保七年は七%の川成永引の部分も徐々に再墾され安定した。享保八し延享三年の高辻は、本田畑において享保一六年に田方風水損引二四・四石、畑方旱損引一五・八石、計四〇・二石（二九・五%）の被害があり、享保一九年に畑方麦作違引一〇・五石（七・七%）の欠損があるだけで、この間の平均有高は一二三・七石（九八・二%）



第3図 東新田検地年度別耕地図
(2,400分の1地籍図を約5分の1に縮図)

1	本田畑	延宝4年検地 (1676)
2	古郊新田	享保8年検地 (1723)
3	郊新田	延享4年検地 (1747)
4	子新田	宝暦6年検地 (1756)
5	午新田	宝暦12年検地 (1762)
6	辰新田	弘化元年検地 (1844)

で安定した生産高を示している。古郊新田は、石盛が本田畑と同じで下田一〇、下畑五であり、石高は下田一四・八五石、下畑二・八二三石である。検地を受けた享保八年は八・三八五石の半毛引であるが、以後欠損引もなく安定している。

第二期は第一期に比較して、非常に安定した高い生産力になった。このことは延宝四年を境に安倍川築堤が完成したものと推定される。この裏付けとして、安定した有高の外に、東新田の開発過程を示す地図^⑥がある。(第3図)。この地図によれば、二重の堤防がある。内側の堤防を内堤防、外側のを外堤防とすれば、内堤防の内側に本田畑と古卯新田畑があり、卯新田以後の新田畑は内堤防と外堤防間に位置している。したがって、内堤防完成により本田畑の生産力が安定したことを説明できる。しかし実際には、築堤完成までに約一〇年位かかり、その間の五年間は一五・二五%の欠損引となっている。その欠損引があったのは、享保一六年の二九・五%だけで、外の被害は風損、虫付等であり、内堤防の堅固さを示している。

年貢率は、A・B率共に、延宝四～天和二年二〇～二八%の低率で、新田の歟下年季と考えられる。この期間を除くと、第一期の三〇～三六%から増加し、享保一二年以後四六～四八%に、さらに宝暦年間～明和二年五〇%を超える高率となる。これを享保改革と関連して考えると、東新田における延宝四年検地の本田畑、延享四年検地の卯新田畑(ほぼ東新田全域)は、領主の貢租増徴政策^⑧が耕地の安定化にあらわれたとみなすことができる。

第三期 延享四年～文化一四年(一七四七～一八一七)

高辻 一三六・一八一石

新田高 古卯一七・六七三石、卯(延享四年検地)三六・八一六石、子(宝暦六年検地)六・〇五六石、午(宝暦一二年検地)〇・〇四八石

総石高 延享四～宝暦五年一九〇・六七〇石、宝暦六～一二年一九六・七二六石、宝暦一二年以降一九六・七七四石
本田は明和二年に虫付、風損皆無で六六・九石(四九・一%)、明和九年風損四二・五石(三二・二%)、安永四年風

損三一・四石(二三%)の被害があつた外は、ほぼ一〇〇%の有高である。

知新田は、石盛が下田八、下畑五で、面積は田方が畑方の半分である。また、見付畑(石盛三)が四六%を占め、土地生産力が低い。平均新田有高は、古知新田一七・三石(九八%)、知新田二六・九石(七三%)である。知新田は、延享四(宝暦二年)の六年間にはほぼ一〇〇%だが、宝暦三(安永八年)の二七一年間に一一石(三〇%)にさがり、七〇%が石砂入川成引の被害であつた。安永九年から知新田の荒地開発を進め、安定した生産力となる。外堤防は、延享四年に築堤されたと推定できるが、実際に完成し、水害がなくなるのは、四〇年余も後の寛政元年頃である。外堤防は、安倍川の遊水地を減らし、川幅を狭くして築堤したため、完成までに長期間かつたのであろう。以後、欠損引もなく安定する。年貢率は、延享四(明和二年)B率(Aもほぼ同じ)四六(五四%)の高率を続けるが、明和三(天明四年三〇(四〇%)にさがり、天明六年以後三九%の定免となる。

以上、第一期(第三期)の生産力の変化は、安倍川堤防に対する依存度が非常に大きいことがわかる。

(二) 小坂村の場合

第一期 慶長九年(延宝三年(一六〇四(七五)

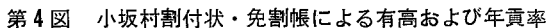
高辻 慶長九(一一年六二四・六七〇石(a)、元和五(九年六一六・一五〇石(b)、慶安元年延宝三年六七七・七

六〇石(c)

平均有高 a 五九六・四石(九五・五%)

b 五五九・三石(九〇・八%)

c 三二八・三石(四八・四%)



元和五年の塩害により有高が六〇%となる。

慶安元々延宝三年の二八年間に一一年分の史料しかないが、慶安元々承応三年の七年間は二〇〇〇石の水損をうけた。寛文二二延宝三年の四年間は塩入引で二〇〇〇五〇〇石、特に延宝元々三年の塩水損引は七〇%であった。

年貢率は、東新田と違い $A \cdot B$ の型がほぼ一致するので B 率についてのみ述べる。(a) 期五〇

%前後、(b)期は元和五年三七%から同九年五
 五%にはぼ直線的増加傾向である。(c)期は三
 四・四二%である。小坂村では、年毎の有高に
 応じて課せられており、有高の上下と一致した
 傾向を示している。しかし、寛文から延宝にか
 けては有高の変化と無関係に三〇・四〇%を上
 下している。

第二期 延宝四、延享四 (一六七五、一七

高辻 六七七・七六〇石

平均有高 四四八・九七石（六六・二％）

七〇％の有高をもつ年は、七三年間、四二年分の史料のうち二三年分である。一九年分は欠損引二〇〇一六〇〇石があり、年によって非常に異なる不安定な耕地状況である。このうち、塩害が八年分、水害八年分、残り三年分は検見引と記され明らかではない。特に塩害は、延宝四年二四五石（三六・二％）、同八年六四石（九・四％）、元禄九年二五〇石（三七％）、享保一六年三一四石（四六・三％）、享保一九年三〇〇石（四五％）である。水害は、元禄一一年三八石（四五・四％）、同一二年六四石（九％）、宝永二年二五〇石（三六％）、延享二年一六四石（二四・二％）で、低い有高を示し、第一期同様に生産力の不安定をみせている。

年貢率は、塩害、水害のいちじるしい時期（元禄一二年ころ）に二八～三二％にさがるが、貞享四年の三七％から徐々に上昇し、享保年間には四五％前後で最高の年貢率を示す。延享二～四年には再び三四～二五％にさがる。前者の高率が、幕府の年貢増徴政策のあらわれとみなされ、それに対応する耕地が存在していたとみられる。

第三期 寛延元年～明治四年（一七四八～一八七二）

高辻 六七七・七六〇石

平均有高 五九二・一石（八七・四％）

史料は安永七～明治四年の一〇九年間に三九年分存する。全般的に欠損引も少なくなり、安定した生産力となった。川除普請に関する史料は、寛政元～文久二年に二三年分（三〇冊）ある。大部分が小坂川の普請に関したもので、「小坂川通当辰春御定式川除御普請出来形帳」「小坂川通当西夏定式川除御普請仕上帳」などの形式で、春から

夏にかけて川除普請を実施している。普請を行った年と、一〇〇～一五〇石の欠損引を生じた年（文政一一、天保二、同七、嘉永五、安政五）とが対応している。だいたい、一八世紀後半になって小河川である小坂川、丸子川が幕府の手で普請されはじめたものと考ええる。なお、潮留に関する史料は嘉永七年と安政二年にみられる。おそらく一九世紀前半になって、潮留堤の御普請がなされたのであろう。

年貢率は、寛政元～享和三年に一七～一九％の低率で、文政五年以後二〇％から万延～慶応年間の三五％に増加してきた。第三期前半の史料がないので確認できないが、寛政元～享和三年の二〇％以下の年貢率は、寛政改革の農業経営保護政策のあらわれ^⑥ではないかと考えられる。

（四）小坂村と東新田の比較

小坂村は、第一・二期を通じて（一八世紀前半迄）塩害、水害を非常に受けやすい不安定な耕地が多い。しかし、被害は受けた年限りで延びても一、二年でもとの状態に立ち直っている。この村は、小坂川の谷口に立地しているので、増水期には簡単に河川の決壊を生じ被害をうけるが、耕地が石砂でおおわれることもなく、大河川の場合のごとく立ち直り難いことはないであろう。土地生産力が高い（上田、上畑が多い）ことも立ち直りの早い原因であろう。一方、潮入による被害は、だいたい四～五年続いて起きている。潮入が毎年続いた時もあるが、一年で立ち直り難い被害であることもうかがえる。第三期に入りかなり安定するが、まだ一〇〇～一五〇石の欠損引が時々あり、常に五〇石内外の欠損引を受けている。

東新田は、第一期に年々生産力がさがり、川成永引となって起し返すことができない状態となっている。これは安倍川の増水期に受けた石砂の被害が大きかったためである。また、下田、下畑が大部分を占め、耕地化の困難な土地

であることもその原因の一つであろう。第二期に入り堤防が築かれると被害は非常に少なくなる。第三期になって二重の堤防に囲まれると、内堤防の内側は全く水損引がみられず、生産高は増減もなくなり、年貢も定免となる。なお、年貢率は古村である小坂村より高率を課せられている。

ここに東新田は、近世において幕府が年貢増徴を目的に開発した新田の一つであり、また明らかに古村より高い年貢率を安定して納めている点からも、典型的な近世村であると言えよう。

三、むすびにかえて

普請が本地域の新田開発に大きな役割を果たしたことはすでに述べたとおりだが、実際の過程について説述してみよう。

小坂村第三期における普請実施の年のうち、嘉永六年に出された歎願書によれば、

駿州有渡郡小坂村谷川之儀先達而奉歎願候是迄年々川通欠所繕仕候得共数ヶ所之儀ニ付自力ニ難及猶又奉差上候小入用帳五ヶ年平均取調川路湊口時々堀割人足両用金高三拾兩余ニ相成年々取調帳持参仕出府至仕候而は往々百姓難波至極ニ奉存候間自由ヶ間敷奉存候得共当丑より卯迄拾五ヶ年之間湊口諸入用并川通り御普請金共金拾五兩宛御手当金御下ヶ被下置候ハ、難有仕合奉存候就而は手丈夫ニ取繕仕是金之儀は如何程相懸り候共百姓割合をもつて出金仕取繕仕度奉存候何卒願通被 仰付被下置候ハ、重々難有仕合ニ奉存候以上^⑩

とある。寛政元年以後文久二年までに二〇年ほど御普請を行なったが、その間に小坂村自身が普請をしていることがあきらかである。しかし川通欠所が相続き、自普請ではやりきれずに御普請を願い出たのである。これに対し、同年四月、地頭所からの返事に、

其村谷川通欠所湊口砂溜堀割兩様普請之儀自力ニ難及候ニ付願之趣達 御聴候処当年普請入用之儀は不残仕様帳之通被下置来寅より亥迄十ヶ年之間右為御手当金拾兩宛被下置候間村中申合取繕可申候此段申渡候^⑩

とあり、願ひ出た一五兩に対し拾兩の御手当金を出し、年数は一五カ年の願出に対し一〇年間に縮めている。村では直ちに御請書を差上げて、寅年より年々春中の百姓が手透の折に丈夫に取繕うことを申し上げている。このように川通欠所に対する御普請は、七〇年間にわたっているが常に大河川の堤防のように堅固なものができず、幕末に至ったものと考えられる。地形図で、北から流れてくる安倍川上流部をうけとめ、南東に流す金山と舟山とを結ぶ堤防（金山堤）は延享二年、文政一年の小坂村御年貢割付帳の各引によって確認される。この堤防は、東新田の堤防と異なり、一九世紀半ばになっても水下一五カ村が組合を作り、自普請を行なっている。その中には、東新田も小坂村も含まれている^⑪。弘化四年に、向敷地村金山堤済口証文「乍恐以書付奉願上候^⑫」においては、定式御普請所字金山元堤の水防自普請を行なうにあたって、かねて水下一五ヶ村が出金することを決めていたが、下流の小坂村三ヶ村と丸子両組が不承知であることから、代官の威光によりこの夏の普請を全村で行なうよう諫めることを願ったものである。同年さらに水下一五ヶ村が「安倍川出道下金山迄之間堤根堅として御林ニ被 仰付被下置候ハゞ一同安心仕候」と林にすることを願ひ出ている。この結果は、万延元年に向敷地金山堤済口証文として「取扱済口証文之事^⑬」が下され築堤は完成された。

なお、塩害だが、嘉永七・安政二年の史料があり、おそらく潮留堤御普請は一九世紀前半になされたものと考えられる。

これに対し、東新田の文書には川除普請に関するものはみられず、寛延四年の「東新田用水溝丸子新田地内ニ有之

候ニ付丸子新田ノ請取置申候証拠書付土地ニ可扱可申候事^⑨、同年の「噺濟口為取替証文之事^⑩」で丸子新田地内を通ってくる用水について、及び下川原新田への用水問題についての取り決めに記している。天保一五年には、絵図付の証文で丸子新田との境における用水の問題を扱っている。東新田の呼称方法（本田畑・古卯新田・卯新田等）は、「元禄以前に検地したるを本田畑といい、元禄以後享保以前に係れる新開を古新田と称して享保以後の新田に區別^⑪」しているが、これは開発の過程を歴年的に示めたものである。

現地調査を手がかりに史料を地理的に理解することによって、東新田は、安倍川の御普請による堤防の完成とともに、川除普請の問題はなくなり、もっぱら、用水、排水についての隣村との関係が問題となつてゐる安定した生産力をもつ村であることを証明した。

終りに、本稿の作成にあたり、東京教育大学の浅香幸雄先生、相模工業大学の中丸和伯先生からたえず御指導を賜り、心から感謝の意を表したい。また、資料収集にあたつて御協力を賜つた東新田、小坂村農業協同組合の方々に厚く御礼申し上げる。

注

- ① 菊地利夫著「新田開発」上・下 古今書院 昭和三十三年
- ② 中村高平編「駿河志料」文久元年
- ③ 新庄道雄撰・足立敏太郎校訂「修訂駿河国新風土記」弘化三年
- ④ 土木学会編「明治以前日本土木史」昭和一年、八五頁
- ⑤ 「修訂駿河国新風土記」（前掲）巻八・有度郡二・東新田
- ⑥ 中沢弁次郎著「日本米価變動史」（柏書房、昭和四十年）の記載によれば、全国的に冷水害による大凶作が続ぎ、特に東海

及び西日本の被害が大きかったとある。東新田のデーターはその具体的被害値の一つといえよう。

⑦ 明治初年に作製された東新田地籍図における地番・地主名・田畑別と、嘉永四年改「本田名寄帳」「新田名寄帳」における

一筆毎の地番・持主名を照らし合わせて、本田畑、古卯・卯・子・午・辰新田等、開発年代別に田畑の位置を復元した。

⑧ 津田秀夫著「江戸明代の三大改革」弘文堂 昭和三十一年、二四〇～二五頁

⑨ 津田秀夫著「寛政改革」(岩波講座「日本歴史」一二、近世四)二五〇頁

⑩⑪⑬⑭ 小坂村農業協同組合所管

⑫ 但し、東新田は延享二・三・四年に欠損引なし。

⑬⑭ 東新田区有文書

⑰ 横山油清著「日本田制史」八一頁